

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 40,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 451,511 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和5年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	185,288	131,037			8,336	45,915
	高齢者福祉費	87,246	5,466		4,761	11,836	65,183
	児童福祉総務費	14,599	3,264	7,300	601	528	2,906
	児童措置費	27,668	23,242			680	3,746
	保育所費	59,626	4,282		2,103	8,181	45,060
	児童福祉施設費	8,779	2,804		886	782	4,307
	小計	383,206	170,095	7,300	8,351	30,343	167,117
保健衛生	保健総務費	45,208	97			6,932	38,179
	健康推進費	23,097	1,454		3,907	2,725	15,011
	小計	68,305	1,551	0	3,907	9,657	53,190
合計		451,511	171,646	7,300	12,258	40,000	220,307

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。